

岩手県告示第97号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づき堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり公示する。

令和8年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 二級河川盛川水系盛川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 堤防
- 3 河川管理施設の位置 大船渡市赤崎町字普金109番7地先から109番14地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び住所 道路管理者 大船渡市 大船渡市盛町字宇津野沢15番地
 - (2) 代表者の氏名 大船渡市長 瀧上 清
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物（道路の附属物に限る。以下同じ。）の新設、改築、維持又は修繕
 - (2) 兼用工作物の災害復旧
- 6 管理の期間 令和8年2月24日から道路の存続する日まで

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。